

**総合就職サポート事業（西成区）委託業務
(長期継続) 募集要項**

令和7年11月

大阪市

(事務局)

大阪市福祉局生活福祉部保護課
〒530-8201
大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階
Tel 06-6208-8011

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課

〒530-8201
大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階
Tel 06-6208-7959

1 事業内容に関する事項

1 事業の目的と概要

大阪市の被保護世帯数は、平成 25 年度以降緩やかな減少傾向が続いている。令和 7 年 8 月現在、対前年同月比 99.1%、1,044 世帯減の 109,659 世帯となっている。うち、その他世帯数は 14,558 世帯、障がい世帯は 20,305 世帯で約 3 割をしめており、令和 2 年度以降稼働年齢層世帯と障がい世帯の割合が増加している傾向にある。

大阪市では、生活保護申請中の者を含む生活保護受給者等及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者並びに住居確保給付金受給者のうち、稼働能力を有する人を対象として、就労に向けた積極的な支援を行うため平成 23 年度から全区で「総合就職サポート事業」を実施している。

令和 8 年度の総合就職サポート事業では、引き続き、就労意欲の喚起、ビジネススキル等向上のための支援、求職活動における実践的支援、求人開拓、就労後の職場定着支援等を組み合わせた総合的な就労支援を行うとともに、個別カウンセリングを中心とした専門職による自立助長に向けた支援を強化し、支援者に合った多様な働き方に繋ぎ、安定的な就労の継続による保護受給者及び生活困窮者等の自立の促進を図ることを目的とする。

2 業務内容等

(1) 対象区域

西成区

(2) 支援対象者

- ① (1) の対象区域で生活保護を申請中の者であって、働く能力を有し、本市が本事業の対象者として適当であると認めた者
- ② (1) の対象区域で生活保護を受給中の者であって、働く能力を有し、本市が本事業の対象者として適当であると認めた者
- ③ (1) の対象区域で自立相談支援機関によるアセスメントを経て、本市が本事業の対象者として適当であると認めた者

(3) 業務内容

本事業の基本業務は、次の①～⑧のとおりとする。

なお、企画提案に当たっては、この基本業務に限ることなく、事業目的をより

効果的に達成できる支援手法を積極的に提案すること。

また、就職に至るまでの支援期間は、概ね3ヵ月を基本とするが、支援対象者一人ひとりに応じた必要な支援期間を見込み、個々の状態に応じた必要な支援計画を立てること。

① 面談による支援

- 基本情報の聞き取り
- 支援計画の策定
- GATB（一般職業適性検査）の実施等による適職選択の手助け
- 就労意欲の醸成
- 求人情報の提供
- 履歴書や職務経歴書等の書き方や面接の受け方等に関する助言
- 住居確保給付金受給者への月4回以上の面談及び住居確保給付金受給者がハローワークで月2回以上の職業相談を受けていること並びに求人先へ原則週1回以上応募等していることの確認

② 就労に向けた技法や知識の習得等に資する段階的な支援

- 対象者の状態に応じたコミュニケーション能力やビジネススキル等の向上に資する取組み
- 対象者の状態に応じた求職活動や就職後の離職防止に資する取組み
- 対象者の状態に応じた就労意欲醸成等に資する取組み
- 対象者の状態に応じた段階別の職場体験等の実施
- 対象者が不安やストレスを感じる場面や状況の把握、対応方法に対する助言
- 挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に資する取組み
- ビジネスマナーの向上に資する取組み
- 就労体験や職場見学、ボランティア体験等、多様な働き方の選択に資する取組み

③ 求職活動支援

- ハローワーク等への同行
- 企業面接等への同行
- その他求職活動に資する支援
- 採否結果及び不採用となった場合の理由の把握・分析と生活保護業務主管課及び自立相談支援機関等への報告

④ 職場定着支援

- 就職後の対象者の状況確認
 - 職場定着に資する就労後の相談支援
 - 職場訪問等による雇用主と連携した支援
 - その他職場定着に資する支援
 - 定着しなかった場合の理由の把握・分析と生活保護業務主管課及び自立相談支援機関等への報告
- ⑤ 求人開拓
- 求人先及び職場体験先への本事業の説明
- ※ 職場体験先の開拓にあたっては、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の受け入れ先確保にも留意し、実施を検討する法人情報が得られた場合には、福祉局生活福祉部自立支援課へ報告すること。
- 生活保護業務主管課及び自立相談支援機関等と連携した対象者の希望職種等のニーズの把握、対象者居住地近隣の求人情報の収集
 - 各対象者の適性に適合する独自求人案件の積極的な開拓
 - 労働関係法令等に照らした求人条件等の点検
 - 対象区域全体での求人情報の共有・活用と生活保護業務主管課及び自立相談支援機関等並びに対象者へのタイムリーな情報提供
- ⑥ 介護職に特化した就労支援
- 介護職への就労意欲醸成等に資する取組み
 - 訪問介護職員として従事する資格を有しないものに対する本市委託事業である「大阪市生活援助サービス従事者研修」又は「アシスタントワーカー導入等による福祉・介護人材支援事業」を活用した支援の実施
- ⑦ 生活保護業務主管課及び自立相談支援機関等との連携
- 生活保護業務主管課職員及び自立相談支援機関等の担当者への本事業説明会の実施
 - 生活保護業務主管課職員へのカウンセリング技法等に関する助言及び研修の実施
 - 生活保護業務主管課及び自立相談支援機関等が要請する家庭訪問等への同行
 - 対象者の支援の方向性等に関する関係職員との連絡調整
 - 生活保護業務主管課からの依頼に基づく「専門的見地からの稼働能力の判定にかかる参考資料」（様式第18号）の作成
 - 生活保護業務主管課及び自立相談支援機関等が要請する関係会議（フェーズ

検討会議等)への参画

- 就労支援にかかる関係機関との連携
- 生活保護業務主管課及び自立相談支援機関等への求人動向等に関する関連情報の提供
- 月1回程度の支援対象区域連絡会議の開催及び必要に応じた臨時会議の開催
- 生活保護受給者等就労自立促進事業や就労支援関連事業の活用
- 特定求職者雇用開発助成金等、各区無料職業紹介事業者が取り扱う助成金に関する各種事務手続き

⑧ その他総合的な支援

- 各支援員の効率的な移動
- 区毎の境界にとらわれない広範で効率的な求人開拓
- 発注者の提案する支援案の側面的及び直接的な実施
- 社会生活自立状況や稼働能力等のアセスメントとフィードバック
- 支援者の状況に鑑み、本市の実施する就労チャレンジ事業、家計改善事業等他事業の活用の検討及び連携

(4) 支援体制等

① 支援体制

支援は、面談・職場定着支援員、求職活動・職場定着支援員による支援を基本に提案のあった体制により実施する。(年間支援見込支援人数については別表に記載のとおり)

② 配置下限数

- 月曜日から金曜日（祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く）の午前9時から午後5時30分は、別表に記載の人数を下回らない面談・職場定着支援員を配置場所へ配置すること。
- 職場体験等の就労意欲醸成や能力向上に資する支援は、別表に記載の配置下限数とは別の体制で実施すること。
- 各配置場所の配置下限数については、支援対象者の動向等により、各支援員の配置下限合計人数の範囲内で変更する可能性があるので留意すること。
- 面談等による支援は、担当制による継続的で安定した支援を要することから、各支援場所の配置下限数を、最低必要人数を超える数で分割し対応することは認めない。
- 支援場所に1人未満の配置を行う際には、原則、配置する曜日を固定する

こと。

- 各支援場所の支援員数を合算し 1 以下となる場合には、複数の配置場所へ同一の支援員を配置することは差し支えない。
- 配置下限数にかかる配置をするにあたっては、曜日による配置人数の差が 1 以上にならないように各支援員を配置すること。

例：1 つの配置場所へ 2.4 人を配置する場合

- ・週 5 日勤務者 (1.0) 2 人 + 週 2 日勤務者 (0.4) 1 名 : ○
- ・週 4 日勤務者 (0.8) を 3 人とする場合、各曜日 2 人以上の配置となるように勤務曜日を固定 : ○
- ・最低必要人数の 3 人を超える人数での分割 : ×

- 休暇等による支援員の不在等に対応できるバックアップ体制を整備すること。
- 本市との連絡調整を担当する事業責任者を定めるとともに各支援場所に配置する支援員へのスーパーバイズ体制も整えること。
- 発注者は、各配置場所に配置下限人数分程度の執務スペースを準備する。その他必要となる執務スペースについては受注者が別途確保すること。

③ 従事者の要件及び主な役割

本事業の従事者は、各支援員区分に応じた資格等要件（次頁【資格等要件】参照）を満たし、かつ、生活保護受給者及び生活困窮者等の就労促進に熱意を有することとし、主として次の役割を担うこと。

ア 面談・職場定着支援員（I）

【要件】資格等要件 A～L のうち少なくともいずれかひとつの要件を満たすこと。

【役割】保健福祉センター等での面談支援及び就労後の職場定着支援を行う。

イ 面談・職場定着支援員（II）

【要件】面談・職場定着支援員（I）の要件に加え、資格等要件 F～K のうち少なくともいずれかひとつの要件を満たすこと。また、面談・職場定着支援員（II）のうち 1 名以上は、資格等要件 G の要件を満たすこと。

【役割】保有する資格を活かし、比較的就職に結びつきやすい者に比べ就労に向けた課題をより多く抱える者を中心に担当し、保健福祉センタ

一等での面談支援及びハローワークや企業面接等への同行等の求職活動支援、就労後の職場定着支援を行う。

ウ 面談・職場定着支援員（III）

【要件】面談・職場定着支援員（I）の要件に加え、資格等要件FまたはKの要件を満たすこと。また、面談・職場定着支援員（III）のうち1名以上は、資格等要件Kの要件を満たす者とすること。

【役割】保有する資格を活かし、比較的就職に結びつきやすい者に比べ就労に向けた課題をより多く抱える者を中心に担当し、保健福祉センター等での面談支援及びハローワークや企業面接等への同行等の求職活動支援、就労後の職場定着支援を行う。また、必要に応じ専門的見地からの稼働能力の判定にかかる参考資料を作成する。

エ 求職活動・職場定着支援員

【要件】資格等要件A～Lの内、少なくともいずれかひとつの要件を満たすこと。

【役割】ハローワークや企業面接への同行等による求職活動支援、就労後の職場訪問等による職場定着支援、支援対象者個人の適性にあった独自求人及び職場体験先の開拓等の支援を行う。

【資格等要件】

- A キャリア・コンサルタント資格を有する者
- B 公共職業安定所において職業紹介の業務経験を1年以上有する者
- C 企業、団体等において、労務・人事等の部署に所属し、従業員の再就職等にかかる相談業務経験を1年以上有する者
- D 大学、専門学校等において職業指導等の業務経験を1年以上有する者
- E 人材紹介業、人材派遣業、再就職支援業における業務経験を1年以上有する者
- F 産業カウンセラー資格を有する者
- G 社会福祉士の資格を有する者
- H 社会福祉士の受験資格を有する者
- I 相談支援専門員の資格を有する者
- J キャリア・コンサルティング技能士
- K 精神保健福祉士、臨床心理士若しくは公認心理師の資格を有する者
- L その他、本事業の支援に有用な資格若しくは経験を有する者

④ 従事者に対する要望の反映

従事者の支援内容や資質等に関し、本市が、本事業の目的を達成することに不都合があると判断した場合は、速やかに従事者の変更に応じること。

(5) 契約期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

(6) 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

なお、契約の解除にあたっては、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎ等を行うこと。

- 各年度予算が成立しなかった場合
- 正当な理由なく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- 契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
- 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
- 法令や要綱等を遵守しなかったとき。
- 適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施しておらず、本市の是正指示に従わなかったとき。
- 応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- その他、契約事項に違反したとき

(7) 再委託の禁止および公表

本業務に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 本企画提案指示書「1-2-(3) 業務内容」に記載する業務

受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡単な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

受注者は、上記に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(8) その他受託事業者として果たすべき責務、留意事項等

① 人権研修の実施について

受注者は、本事業従事者が基本的人権について正しい認識を持ち業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。

② 個人情報の取り扱い

本市関係法令（ガイドラインを含む）を遵守し、厳重に取扱い、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

③ 苦情処理体制の整備

苦情処理にあたっては、対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切な体制を整備すること。

④ 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）」、「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」を遵守すること。

2 委託料

1 委託料等

(1) 基本委託料の上限額

業務委託料の1か年度あたりの上限額は次のとおり予定しているが、令和9～10年度については予算の編成過程で変更になる場合がある。

また、令和8年度の予算が成立しない場合、本プロポーザルに係る企画提案は無効とする。加えて、令和9～10年度の各年度予算が成立しない場合、契約を解除することがある（各年度予算が変更された場合は、受託者と協議の上、契約の一部を変更して契約を締結する場合があり、原則として、受注者はこれに応じなくてはならない）。

基本委託料の 上限額（予定）	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	78,543,597 円	78,543,597 円	78,543,597 円

(税込み)

(2) 基本委託料の見積方法

基本委託料の見積額については、【様式 11】により提案すること。ただし、「2 - 1 - (1) 基本委託料の上限額」により示した額を超えることはできない。また、提案された金額をもって契約金額とする。

(3) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(4) 委託料の減算

各年度末時点の就職者数を支援者数で除して得た率（以下「就職率」という。）が 50% を下回った場合は、各会計年度の基本委託料から、基本委託料に次のとおり算出した減額率を乗じて得た金額を減額する。

ただし、本市からの依頼に基づき、専門職等による専門的見地からの稼働能力判定かかる参考資料を提供した場合、またはフェーズ検討会議を開催した場合であって、本市が検討の結果、活用しうる稼働能力が乏しい等の理由で、本事業以外の自立相談支援事業や障がい福祉サービス等の他事業に繋ぐ必要性がある、若しくは稼働能力がないと判断した場合には、就職率算定期の分母及び分子から除くことができる。

- ① 就職率が 45% 以上 50% 未満の場合、基本委託料の 1 %
- ② 就職率が 40% 以上 45% 未満の場合、基本委託料の 2 %
- ③ 就職率が 40% 未満の場合、50% から就職率を減じて得た率

(5) 委託料の加算

【保護受給者】

生活保護費減額の効果による加算の額

① 生活保護受給者が、本事業の支援の結果、原則として支援を実施した年度中に就職（一般就労か否かを問わない。）し、就労収入を得た場合で、当該年度末時点で保護を継続している場合、当該支援者の保護費の算定期にあたって、支援開始から支援終了（原則として就職日の属する月の翌月 1 日から 3 カ月を経過するまでの間）までの期間に当該年度中に認定された就労収入認定期額

の 5 %

②生活保護受給者が、本事業の支援の結果、原則として支援を実施した年度中に就職（一般就労か否かを問わない。）し、就労収入を得た場合で、かつ当該年度末までに就労収入の増による保護廃止となった場合、当該支援者の保護費の算定にあたって、支援開始から支援終了（就職日の属する月の翌月 1 日から 3 カ月を経過するまでの間）までの期間に認定された就労収入認定額の 10%

【生活困窮者】

各年度末時点の 6 カ月職場定着者数を就労者数で除して得た率（以下「定着率」という。）が 50% を上回った場合は、各会計年度の基本委託料から、基本委託料に次のとおり算出した加算率を乗じて得た金額を加算する。なお、生活困窮者分の委託料は基本委託料の 10% である。

- ① 定着率が 50% 以上 55% 未満の場合、基本委託料のうち生活困窮者分の 1 %
- ② 定着率が 55% 以上の場合、基本委託料のうち生活困窮者分の 2 %

（6）委託料の支払い

基本委託料は、各会計年度の四半期ごとに確認した業務の出来高部分の基本委託料相当額を、受注者からの請求により支払う。

委託料の加算部分の支払いについては、基本委託料とは別に支払うものとする。

委託料の減算部分の精算については、第 4 四半期分の基本委託料相当額の支払額から減額するものとする。なお、第 4 四半期分の基本委託料相当額を超える額を減額する必要がある場合には、受注者は、当該超過額を本市に返還すること。

3 応募に関する事項

1 応募資格

次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置用件にも該当しないこと。
- ③ 令和 7・8・9 年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあっては、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を

受けていないこと。

- ④ 令和 7・8・9 年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、公告日時点において、引き続き 1 年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあっては、消費税及び地方税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- ⑤ 無料職業紹介もしくは有料職業紹介の許可を受けていること。
- ⑥ 平成 23 年度以降に民間企業、官公庁等から就労支援事業の受託実績を有していること。(履行中を含む)

2 質問の受付・回答方法

(1) 受付期間

令和 7 年 11 月 21 日（金）から令和 7 年 12 月 10 日（水）午後 5 時

(2) 受付方法

質問内容は、「公募型企画プロポーザル質問票」【別紙 1】に記載し、電子メールに添付して提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 12 月 15 日（月）に、大阪市ホームページ上で公表する。なお、回答内容は、本契約条項の追加事項とみなす。

3 公募型企画プロポーザル説明会

(1) 開催日時

令和 7 年 12 月 8 日（月） 午後 2 時から

(2) 開催場所

大阪市役所

(3) 注意事項

参加を希望する者は、令和 7 年 12 月 3 日（水）午後 5 時までに、「公募型企画プロポーザル説明会参加申込書」【別紙 2】に必要事項を記載し、電子メールに添付して申し込むこと。

※説明会への参加は任意であり、参加の有無は審査結果に影響しない。

4 参加申請書等の交付

(1) 交付期間

令和7年11月21日（金）から令和7年12月5日（金）午後5時

(2) 交付方法

- ① 大阪市福祉局生活福祉部保護課（市役所2階北側）にて配架
- ② 大阪市ホームページ上でのダウンロード

5 参加申請手続き

(1) 申請書類

- ① 公募型企画プロポーザル参加申請書【様式1】・・・1部
 - ② 就労支援事業の受託実績調書【様式2】・・・1部
 - ③ 企画提案書【様式3～11】・・・11部（正本1部、副本10部）
※【様式8－2】は不要
 - ④ 直近2期分の決算書・・・1部
 - ⑤ 登記事項証明書・・・1部
 - ⑥ 申請内容確認書【様式12】・・・1部
 - ⑦ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書・・・1部
 - ⑧ 使用印鑑届【様式13】・・・1部
 - ⑨ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書・・・1部
 - ⑩ 直近2ヵ年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書・・・1部
※ 営業が2年未満の者もしくは非課税で、本証明書が2ヵ年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
 - ⑪ 有料職業紹介事業許可証の写し・・・1部
 - ⑫ 事業者概要【任意様式】・・・1部
- ※ 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者については、「⑤～⑩」の書類を省略できるものとする。
- ※ 複数の区域の総合就職サポート事業へ参加申請する場合、「②及び④～⑫」は、1区域分に係る必要部数を提出すれば足りる。
- ※③については、持参により提出した後、電子メールにより正本のデータも併せて提出すること。【データの提出先アドレス：fa0021@city.osaka.lg.jp】

(2) 提出書類の編綴方法等

提出書類の正本については、本企画提案指示書「3－5－(1) 申請書類」の番号順にファイルに編綴のうえ、ファイル表面及び背表紙に「委託業務名称」及び「応募事業者名」を記載すること。

副本については、1部ずつファイルに編綴し、ファイル表面及び背表紙に「委託業務名称」のみ記載すること。副本のすべての資料には、応募事業者名の表記及び押印はせず、選定会議委員の公平な意見を聴取するため、応募事業者が推測できる内容（事業者の称号又は名称、代表者氏名等）にマスキング処理を行うこと。

提出書類は、原則としてA4判（止むを得ずA3版で作成したものは、折込んでA4判に合わせること）横書きとする。

（3）提出期間

令和7年12月16日（火）から令和7年12月23日（火）午後3時

提出に際しては、提出日の前開庁日の午後5時までに、事務局と提出日時の調整を行ったうえ持参すること。（郵送不可）

（4）提出場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所 2階北側

大阪市福祉局生活福祉部保護課

Tel 06-6208-8011

（5）費用負担、条件等

- 参加に要する費用は、応募者の負担とする。
- 実現が確約できることのみ提出とすること。
- 期限後の提出、期限後の差替えは認めない。
- 提出された書類に虚偽の申請があった場合は、当該提案書を無効とする。
- 申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、当該提案書を無効とする。

（6）応募書類の取り扱い

- 応募書類は、理由に関わらず、返却しない。
- 応募書類等は、審査・事業者選定の用以外に申請者に無断で使用しない。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- 企画提案書は、応募者が実施可能な支援内容等について提案いただくものであり、本市が対象者への支援にそぐわないと判断する場合は、提案内容の一部を実施しないことがある。

(7) 企画提案書に記載いただきたい事項及び様式

① 事業目的及び課題について【様式3】

- 生活保護受給者及び生活困窮者等を取り巻く情勢並びに本市及び当該区域の地域特性に関する認識
- 就労支援事業に係る課題に関する認識
- 本事業に対する基本姿勢

② 事業運営について【様式4】

- 就労支援事業及び類似する事業の実施概要及び実績
- 特に効果のあった取組みや成果等

③ 支援内容【様式5～8】

ア 基本的な支援内容

- 支援対象者に応じた支援計画の立て方
- 面談支援の内容及び手法
- ハローワークや企業面接等への同行支援の内容及び手法
- 対象区域の特性及び区の保護世帯構成や生活困窮世帯等の実情をふまえた柔軟で効果的な取組み

イ 就労意欲の醸成が必要な対象者等への支援

- 支援対象者の状態に合わせた就労意欲の醸成を図るための支援内容及び支援手法

ウ 職場定着支援

- 就職後の職場定着を図るための支援内容及び手法
- 職場訪問による定着支援及び雇用先との連携手法
- 離職原因の把握方法と再発防止策
- 離職後、再支援を必要とする者に対する支援手法

エ 求人開拓

- 各個人の適性にあった独自求人の開拓手法
- 上記以外の独自案件のストック手法
- 職場訪問による定着支援が可能な求人案件の開拓手法
- 職場体験の実施が可能な求人案件の開拓手法
- 支援対象地域における求人案件情報の共有手法

オ 支援対象者の状態に合わせた就労に向けた技法や知識の習得及び能力向上に資する取組み、職場体験等の実施計画等

- 支援対象者の状態に合わせた就労に向けた技法や知識の習得に資する取組みの実施手法及び年間スケジュール
- 支援対象者の状態に合わせた段階別の職場体験の実施手法及び年間スケジュール

- それぞれの支援メニューを必要とする対象者の把握、選定手法
カ 具体的事例への対応
- ④ 支援体制【様式9】
 - 配置計画と従事予定者の資格、経験等
 - 休暇等による支援員不在の際のバックアップ体制とその際の支援手法
 - 事業の目的達成に向けたスーパーバイズの手法、事業者内での会議、研修手法
 - 苦情解決の取組みと体制について
 - 個人情報保護の取組みと体制及び人権への配慮について
 - 支援レベルの維持・向上を図るための取組みやその具体的な方策等
 - 面談・職場定着支援員（Ⅲ）及び求職活動支援員等の活動拠点となる執務予定場所、支援対象区域へのアクセス方法など
- ⑤ 保健福祉センター及び自立相談支援機関との連携【様式10】
 - 支援対象者の支援の方向性等にかかる関係職員との連携手法
※生活困窮者については、自立相談支援機関と連携し、アセスメントの段階から参画すること。
 - 保健福祉センター及び自立相談支援機関に提供可能な就労支援関連情報とその提供手法
 - 保健福祉センター職員に対する事業説明の手法、研修内容等
- ⑥ 基本委託料の見積額【様式11】
 - 項目ごとの内訳及び積算根拠等

4 選定について

1 選考方法

参加資格を満たす者について、提出された企画提案書の審査及びプレゼンテーションの表明内容により、総合就職サポート事業委託事業者選定会議（以下、「選定会議」という。）において、次の「3 評価項目及び配点」に基づく採点により公平かつ客観的に審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者として選定する。

なお、応募者多数の場合においては、プレゼンテーション審査の前に、選定会議において書類審査を実施し、書類審査に合格した応募者のみをプレゼンテーション審査の対象とする場合がある。

2 プrezentation審査

① 実施日時

令和8年1月中旬（予定）

② 実施場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所

③ 実施方法、留意事項等

- 「3－5（1）申請書類」の③の副本を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- 1者あたり約30分程度（参加者からの説明を10分程度とし、選定委員からの質疑への応答時間を含む。）とし、参加者は1者あたり5名以内とする。
- 実施日時及び実施場所については、応募状況等により変更の可能性がある。
詳細については、【別紙2】に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

3 評価項目及び配点

評価項目	主な評価内容	配点
① 事業目的及び課題の理解・分析能力	生活保護等に関する動向や地域特性の把握・分析、就労支援事業に係る課題の理解や事業に取り組む姿勢等	10点
② 事業運営能力	類似事業における事業の実績、成果等	10点
③ 支援内容	事業目的をふまえた的確で有用な支援手法等	80点
④ 支援体制	有用な人材配置、安定した体制の確立手法等	30点
⑤ 関係機関との連携	日常的な連絡調整、事業報告等	10点
⑥ 委託料	委託料の適正性等	10点

※ 合計点数の最も高い者を委託候補者として選定する。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合は、委員の合議により受託候補者としての適否を判断する。

また、合計点数の最も高い者が複数となった場合は、「評価項目及び配点」の中「③支援内容」の評価点が最も高い提案者を受託候補者として選定することとし、この評価点も同点の場合は、委員の合議により選定する。

4 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこ

- ③ 法人選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

5 選定後について

1 選定結果の通知及び公表

審査結果及び受託候補者の選定結果は、全ての参加者に対し、文書で通知するとともに、選定結果の概要を大阪市のホームページへ掲載する。

2 契約方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議のうえ、企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることや本市が被った損害の賠償請求を行うことがある。

3 業務の引き継ぎ等

受託候補者となった場合には、令和8年4月1日から円滑に業務が開始できるようにするため、令和7年度中には準備、研修等を行うこと。準備等に要する費用については受託候補者の負担とする。

なお、いかなる場合にも、準備のために支出した費用等について、本市は、補償しない。

6 スケジュール（予定）

令和7年 11月21日（金）	募集要項公示
12月3日（水）	事業者説明会及び質問受付開始
12月8日（月）	事業者説明会参加申込書締切日～17：00
12月10日（水）	事業者説明会
12月15日（月）	質問受付終了～17：00
12月16日（火）	ホームページへ質問の回答を公表
12月23日（火）	企画提案書提出開始
令和8年 1月中旬	企画提案書提出締切～15：00
2月上旬	事業者選定会議（プレゼンテーション審査）
4月1日（水）	選定結果の通知、通知後業務引継開始
	委託契約締結、業務開始

7 事務局（問い合わせ先）

大阪市福祉局生活福祉部保護課
〒530-8201
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階
Tel 06-6208-8011
E-Mail fa0021@city.osaka.lg.jp
担当 吉内、速川

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課
〒530-8201
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所2階
Tel 06-6208-7959
E-Mail fa0116@city.osaka.lg.jp
担当 中村、松井

別表
(西成区域)

【年間支援見込人数】

年間支援見込人数 (生活保護受給者と生活困窮者を含む)	560
--------------------------------	-----

【配置下限数】

支援対象地域	面談・職場定着支援員				求職活動・職場定着支援員	配置場所
		I(人) <small>最低必要人数</small>	II(人) <small>最低必要人数</small>	III(人)		
西成区域	西成区	2.0 (2)	3.0 —	3.0	4.0	西成区保健福祉センター (生活保護業務担当課) 西成区岸里1-5-20
	配置下限合計人数	2.0 —	3.0 —	3.0	4.0	

※ 支援区ごとの配置下限人数は、合計人数の範囲で変更することがある。

※ 支援員を有効に配置し、相互に補完しながら区域全体を効率的に支援すること。

※各支援員の要件等については、提案指示書「1-2-(4)支援体制」記載のとおり

○面談・職場定着支援員(I)

・資格等要件A～Lのうち少なくともいずれかひとつの要件を満たすこと。

○面談・職場定着支援員(II)

・面談・職場定着支援員(I)の要件に加え、資格等要件Gの要件を満たす者
とすること。

○面談・職場定着支援員(III)

・面談・職場定着支援員(I)の要件に加え、資格等要件FまたはKの要件を満たすこと。
・面談・職場定着支援員(III)のうち1名以上は、資格等要件Kの要件を満たす者
とすること。

○求職活動・職場定着支援員

・資格等要件A～Lの内、少なくともいずれかひとつの要件を満たすこと。

【資格等要件】

- A キャリア・コンサルタント資格を有する者
- B 公共職業安定所において職業紹介の業務経験を1年以上有する者
- C 企業、団体等において、労務・人事等の部署に所属し、従業員の再就職等にかかる相談業務経験を1年以上有する者
- D 大学、専門学校等において職業指導等の業務経験を1年以上有する者
- E 人材紹介業、人材派遣業、再就職支援業における業務経験を1年以上有する者
- F 産業カウンセラー資格を有する者
- G 社会福祉士の資格を有する者
- H 社会福祉士の受験資格を有する者
- I 相談支援専門員の資格を有する者
- J キャリア・コンサルティング技能士
- K 精神保健福祉士若しくは臨床心理士、公認心理師の資格を有する者
- L その他、本事業の支援に有用な資格若しくは経験を有する者